

鳥取県地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準について

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の3第1項の規定に基づき、県が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約に際し、当該施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することを認定するため、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 施行令第167条の2第1項第3号に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち、次の各号すべてに該当するものについて、当該施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として本県の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 就労訓練事業の実施に際し、本県の生活困窮者を受け入れること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 鳥取県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (8) 税を滞納していないこと。
- (9) その他、県が必要と認めた指導に従うこと。

(認定申請等)

第3条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前条の規定により提出のあった申請書の内容については、施行規則第12条の2の3第3項の定めるところにより、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

(認定)

第4条 知事は、前条第2項の規定に基づき、認定団体として認定をしたときは認定通知書（様式第3号）により、認定しないこととしたときは非該当通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(認定団体の公表)

第5条 知事は、前条の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第6条 第4条の認定を受けた者は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第

5号)により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 第4条の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、辞退届(様式第6号)により、知事に届け出なければならない。

(実施調査等)

第8条 知事は、申請者又は認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された生活困窮者の雇用状況等の内容について実施に調査し、又は説明を求めることができる。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定団体としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取り消されたとき
- (2) 営業を廃止又は休止したとき
- (3) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実または不正な行為があったとき
- (5) 他の認定団体が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき
- (6) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき
- (7) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき
- (8) その他、事業者の認定にふさわしくないと知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取消すこととしたときは、速やかに認定取消し通知書(様式第7号)により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 知事は、認定団体に対し、毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における認定に係る生活困窮者就労訓練事業の実施状況等に関し、現況報告書(別紙様式8)の提出を求めるものとする。

(事務)

第11条 この基準に関する事務は、鳥取県福祉保健部福祉保健課において実施する。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成29年3月16日から施行する。